

水田園芸拠点づくり事業費補助金交付要綱

制 定	令和 2 年 3 月 3 1 日付け農園第 1 1 5 4 号
一部改正	令和 2 年 5 月 7 日付け産支第 1 1 2 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け産支第 7 7 1 号
一部改正	令和 4 年 3 月 1 7 日付け産支第 7 4 7 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け産支第 8 0 1 号
一部改正	令和 5 年 3 月 3 日付け産支第 7 7 8 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日付け産支第 8 3 4 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日付け産支第 9 7 7 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日付け 6 産支第 8 2 0 号

(趣旨)

第 1 水田を活用し農業所得や農業生産性の向上を図るためには、高い収益が見込める園芸作物の導入が必要である。しかし、本県では湿田が多いため、水田における園芸作物では収量が低く、加えて担い手の高齢化や機械化の遅れ、作業集中による労力不足等から、一定のロットを持ったまとまりのある産地が少ない状況にある。

そこで、水田園芸に取り組む産地協議会等が、意欲のある経営体や組織を地域でまとめ、機械化や労力補完のための仕組みづくり等を一体的に進めていくことで、生産性や販売力の強化が可能となるような拠点産地の形成を支援する事業を実施するものとし、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において水田園芸に取り組む産地協議会等に補助金を交付する。その交付については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 拠点産地

島根県農林水産基本計画において推進する品目（以下「県推進品目」という。）の生産、販売において、機械の共同利用や作業受託体制の整備など共同化・分業化の仕組みを構築し、担い手の確保に取り組む産地

(2) 産地協議会

水田園芸拠点づくりを行おうとする市町村又は農業者等の組織する団体並びに県普及組織等により構成する団体

(補助事業区分、補助率等)

第 3 補助金の事業区分、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるところによる。

2 算出された補助金額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4 規則第4条の規定による申請書は様式第2号のとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第5 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という）が、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の事業種目の追加、又は補助金を増額、又は20パーセントを超えた減額
- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (5) その他知事が必要と認める場合

- 2 補助事業者が、規則第9条第2項の規定に基づき知事の指示を受けようとするときは、様式第13号による報告書を提出しなければならない。

(概算払請求)

第6 補助事業者が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号により請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第7 補助事業者は、事業が完了したときは様式第6号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第8 規則第10条に規定する実績報告書は、様式第7号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 2 補助事業者は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(事業実施状況報告)

- 第9 補助事業者は、別表の1の(1)、(2)、2の(1)、(2)、(3)に定める事業及び(5)のうち農業用ハウス整備を実施したときは、その翌年度から5年間、当該年度における達成状況等を様式第8号により5月末までに報告するものとする。
- 2 補助事業者は、別表の2の(4)に定める事業を実施したときは、その翌年度から5年間、当該年度における利用状況等を様式第9号により5月末までに報告するものとする。
- 3 補助事業者は、別表の2の(5)のうち研修用ハウス整備を実施したときは、その翌年度から5年間又は研修対象者が独立自営就農した年度までのいずれか早い年度まで、当該年度における達成状況等を様式第10号により5月末までに報告するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第10 規則第13条第1項第4号に規定する財産は、全ての施設、機械及び器具とする。
- 2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

- 第11 知事は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第11号による報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

- 第12 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第12号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(国際水準GAP・美味しまね認証の取得)

- 第13 別表の2の(3)に定める事業により施設・機械等を整備する農業者及び別表の2の(5)に定める事業によりハウス等を整備又は借り受ける農業者は、事業実施年度の翌年度末までに、国際水準GAP・美味しまね認証の取得を行うものとする。なお、新規就農者など営農実態がない場合においては、営農開始年度の翌年度末までに取得するものとする。

(その他)

第 14 この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、原則として別紙「実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による